

京都市指定給水装置工事事業者リスト（下京区）

※50音順
※電話番号・FAX番号・営業日等・業務内容について、掲載を希望しない事業者及び情報提供のない事業者についてはNとしています。
※リストの下に記載の注意点をご覧ください。

令和8年9月30日現在

指定 番号	指定工事事業者名	所 在 地	電話番号	FAX番号	営業日（上段） 営業時間（下段）	休業日	業務内容								※1
							新設・改造工事		修繕						
							配水管～ 水道メーター	水道メーター～ 宅内給水装置	蛇口 （混合水栓等）	トイレ	屋内配管	給水管 （埋設部）	受水槽	ポンプ	
1072	株式会社オガワ	下京区吉水町336	090-3977-9103		月～土 午前9時～午後7時	日、祝日、年末年始	×	×	○	○	○	○	×	○	
1003	株式会社CREATE	下京区西七条市部町37番地6	075-468-9603	075-950-0202	月～土 午前9時～午後5時	日、祝日、年末年始	○	○	○	○	○	○	○	○	
77	須賀工業株式会社 京都支店	下京区四条通柳馬場西入立売中之町99四条SETビル4F	075-221-9001	075-221-9021	月～金 午前8時30分～午後5時30分	土日、祝日、盆休み、年末年始	N	N	N	N	N	N	N	N	
768	タカテックス	下京区小坂町4-11	075-200-5984		月～土 午前9時～午後5時	日、祝日、年末年始（12月28日～1月5日）、盆休み（8月13日～16日）	×	○	○	○	○	○	○	○	
573	津田管工業所	下京区河原町通松原上る清水町277シンフォニー四条河原町806	075-748-1380	075-748-1380	月～土 午前8時～午後6時	日祝日、年末年始（12/29～1/3）、盆休み（8/14～16）	×	○	○	○	○	○	○	○	
1142	野村設備	下京区西七条南東野町84	090-6236-0101	075-205-3923	月～土 午前9時～午後6時	日（場合による）、祝日、年末年始	×	○	○	○	○	○	×	×	
136	株式会社福田商会	下京区六条通高倉東入骨屋町54番地5	075-341-9295	075-351-7671	月～金 午前8時～午後5時	土日、祝日	○	○	○	○	○	○	○	○	
146	古谷工業所	下京区万寿寺通雷小路東入堅田町595	075-351-2760	075-361-9087	月～金 午前9時～午後5時	土日、祝日、年末年始（12月29日～1月5日）	×	○	○	○	○	○	×	○	
158	株式会社宮崎水道工業所	下京区朱雀分木町3番地	N	N	N N	N	N	N	N	N	N	N	N	N	
240	森本工業株式会社	下京区西七条西久保町22番地	075-313-6804	075-314-6719	月～金（隔週土） 午前9時～午後5時30分	第1・3土、日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）、盆休み（8月13日～16日）	×	○	○	○	○	○	○	○	
208	森本配管株式会社	下京区中堂寺壬生川町8番地6	N	N	N N	N	N	N	N	N	N	N	N	N	
170	株式会社山本管工業	下京区新町通松原上る御影町462番地2	075-351-1092	075-351-1704	月～金、土（隔週） 午前8時30分～午後5時30分	土（隔週）、日、祝日、夏季休暇、年末年始	○	○	○	○	○	○	○	○	

○「京都市指定給水装置工事事業者」とは、京都市内で水道の工事を京都市の基準に合わせて適正に行うことができる工事業者です。

※指定要件は全国一律に定められています。**京都市上下水道局が特定の事業者を推奨するものではありません。**

このリストは事業者へのアンケートに基づき作成しています。

営業日等や業務内容は最新の情報ではない場合がありますので、詳細は各事業者にご確認ください。

※1

この列に○印のある業者は、「漏水修繕事業者」として当局に登録し、局が水道メーター下流側の**緊急の漏水修繕**に関して問い合わせを受けた際に、紹介を希望する指定工事業者です。

この業者であっても不在の場合や、緊急対応が難しい場合があることをご了承ください。

なお、この欄に○印が無い業者でも、業務内容の箇所に○印がある項目については、京都市の基準に合わせて水道工事を適正に施工することができます。

この業者との契約についても、**お客さまと指定工事事業者との契約になります**。上下水道局が関与するものではありません。

緊急の工事であっても、後のトラブルを避けるため、次のことに十分ご留意ください。

- ・工事着手前に施工方法、所要時間、概算額について十分な説明を受けてください。
- ・工事施工中は立会い、不明な点はその場で確認してください。
- ・追加工事が必要と言われた場合は、その理由と追加費用の概算額を必ず確認してください。
- ・請求額に納得ができない場合は、請求額の内訳の提示を求め不明な点を確認してください。



工事はお客さまと指定工事事業者との契約になります。
トラブルを防ぐため、次のことに十分ご注意ください。
・事業者ごとに出来る工事と出来ない工事があります
・上水と下水では指定制度が異なるので
指定給水装置工事事業者であっても指定下水道工事業者とは限りません
※上水の指定だけでは
水洗化工事やトイレの詰まりの修繕はできません
・**必ず複数の指定工事事業者から見積書を取って内容について十分な説明を受けて検討してください**
※見積りが有料となる場合もあります
※出張料や作業実費が別途必要な場合があります

